

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
社会教育委員	日額 7,000円		社会教育委員	日額 7,000円	
スポーツ推進委員	日額 7,000円		学校医・学校歯科医 (嘱託医)	1校につき年額 47,500円 児童生徒1人につき年額 280円	
産業医	時間額 12,000円		学校薬剤師（嘱託薬剤師）	薬剤師につき年額 24,000円	
特別養護老人ホーム 窪川荘医（嘱託医）	月額 245,000円		附属機関の委員等	日額 5,000円	
特別養護老人ホーム 四万十荘医（嘱託医）	月額 180,000円		上記以外の非常勤の 特別職の職員	勤務内容に基づき任命権 者と町長が協議により定 める額	
学校医・学校歯科医 (嘱託医)	1校／医師1人につ き年額 47,500円 児童生徒1人につき 年額 280円				
学校薬剤師（嘱託薬 剤師）	薬剤師につき年額 24,000円				
認定こども園医・認 定こども園歯科医 (嘱託医)	1園につき年額 47,500円 児童1人につき年額 280円				
認定こども園薬剤師 (嘱託薬剤師)	1園につき年額 24,000円				
保育所医・保育所歯 科医（嘱託医）	1所につき年額 47,500円 児童1人につき年額 280円				
附属機関の委員等	日額 5,000円				
上記以外の非常勤の 特別職の職員	勤務内容に基づき任命権者と町長 が協議により定める額				